安芸太田町公告第66号

次のとおり大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年12月4日

安芸太田町長 橋 本 博 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ジュンテンドー戸河内店
 - (2) 所在地 広島県山県郡安芸太田町大字上殿字井手瀬 563 番地 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町 2179 番地 1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市遠田町 2179 番地 1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,070 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 別紙1のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 別紙2のとおり
- 8 届出年月日 令和6年11月26日
- 9 届出縦覧場所 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1 安芸太田町役場産業観光課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年12月4日から令和7年4月4日まで。ただし、安芸太田町の定める条例(平成16年10月1日条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前9時00分から正午まで及び 午後2時00分から午後5時00分まで

11 意見書の提出

大規模小売店立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、安芸太田町に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 12 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和7年4月4日
 - (2) 提出先

〒731−3810

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1 安芸太田町役場産業観光課

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	既存建物東側	21 台
	合 計	21 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	既存建物東側	3 台
	合 計	3 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面積
1	既存建物北東側	36 m²
	合 計	36 m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容量
1	既存建物北東側	4.5 m ³
2	既存建物北東側	0.9 m ³
	슴 計	5. 4 m³

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時00分~午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分~午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	出入口No.1:来客駐車場南東側
1,		出入口No.2:来客駐車場北東側
合 計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分~午後10時00分